

第32号議案

財産の取得につき議決を求めることについての議案に関する知事への
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、財産の取得につき議決を求めることについての議案について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和3年9月3日

滋賀県教育委員会

財産の取得につき議決を求めることについての意見について

格別の意見はない。

財産の取得につき議決を求めることについて

次のように財産を取得することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年滋賀県条例第11号)第3条の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および取得予定価格

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1 財産の種類 | 備品 |
| 2 取得物品および数量 | 数値制御実習装置1台 |
| 3 取得予定価格 | 81,730,000円 |
| 4 取得の目的 | 滋賀県立瀬田工業高等学校産業教育用機器 |

(参考)

取得の相手方 大阪府大阪市西区江戸堀1丁目26番20号
関東物産株式会社 大阪支店
支店長 美好 達雄